



露店等を出店される方へ



火気器具を使用する露店には 消火器が必要です

お祭り、縁日、花火大会など多数の者が参加する催しで、火気器具等を使用する場合は、次のことが必要です。

- 消火器の準備 (4型以上)
- 露店等開設届出書の提出

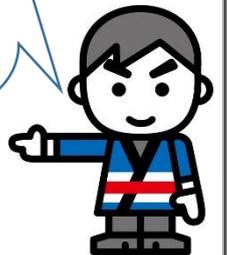
◎「多数の者が参加する催し」とは
 広告等により広く不特定の者を集客する催しです。
 (近親者バーベキューや保育園保護者もちつき大会など相互に面識ある集まりなどは対象外とします。)

- 露店等の総数が50店舗以上の場合

火気器具を使用する露店ごとに消火器の設置が必要です。

- 露店等の総数が50店舗未満の場合

原則、火気器具を使用する露店ごとに消火器の設置が必要ですが、火気器具を使用する各露店から歩行距離20m以内での消火器の共同使用は可能です。



露店開設届！



露店開設の届出は、主催者又は露店開設関係者が届け出ます。届出には、露店や消火器などの配置図の添付が必要です。事前に消火・通報・避難担当者を決めておきましょう。

噴出注意

ガソリン携行缶は火気から十分離しましょう。
 開栓時は、圧力調整ねじを緩め缶内圧調整をしましょう。

<屋外での特に大きな催しについて>

露店数が50店舗以上出店する催しは、「指定催し」として、消防長が指定します。その場合、主催者は、「防火担当者」を定め「火災予防上必要な業務に関する計画」を作成させ、催しの14日前までに消防へ提出しなければなりません。届出が無い場合、「罰則」が適用されます。

催しに関する条例適用フローチャート

その催しの
「主催者」を
明確に！



その催しは、広告等により広く不特定の者を集客する催しですか？

NO

その催しは条例適用外ですが、火気を使用する場合、消火器を準備しましょう。

YES

その催しに出店する露店等に火気の使用はありますか？

YES

出店する露店の総数（火気を使用しない露店を含む）は50店舗以上ですか？

NO

その催しは条例適用外です。

YES

その催しは、「指定催し」に該当します。

- 1、火気を使用する露店ごとに消火器を準備してください
- 2、防火担当者を定めてください
- 3、火災予防上必要な業務に関する計画を催し開催の14日前までに提出してください

NO

その催しは、「指定催し以外」の催しです。

- 1、火気を使用する露店ごとに消火器を準備してください（共同使用可）
- 2、露店等開設届出書を提出してください

<よくある質問Q&A>

Q1 保育園でバザーを開催し火気を使用しますが、消火器が必要ですか？

A1 そのバザーを催すにあたり、広告等で保護者以外の不特定の方を集客すれば消火器の準備と露店等開設届けの提出が必要です。非該当でも、火気を使用すれば消火器を準備しましょう。

Q2 準備する消火器の規格「業務用4型以上」とはどのような消火器ですか？

A2 消火器は、業務用と住宅用に区別されます。業務用は国家検定品であり、消火性能及び使用範囲に優れています。現在市販の消火器には、「業務用」の表示が付してあります。「型」とは、消火器の薬剤量により区別され、「4型」は約1.2kgの薬剤量でガソリン約20Lの燃焼を消火できる能力を持っています。できるだけ「型」の大きい消火器の準備をお願いします。

Q3 もっと詳しく知りたいのですが？

A3 消防本部予防課にお電話ください。また、萩市公式ホームページ消防本部予防課欄にも詳細を掲載しています。